

法学委員会分科会の設置について

分科会名：「グローバル化と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	我が国も他の主要国同様に、グローバル化を推進してその成果を享受するため、またグローバル化の負の側面にも対処するため、各種の条約及び国内法の整備を進めてきている。貿易や投資の自由化及びタックス・ヘイブンや各種の国際犯罪への対処のための諸条約及びそれらを履行するための国内法の制定等は、その典型であり、各分野でどのような国際ルール及び国内法を構築するかは大きな課題である。とりわけ、日本法の真の国際化をどうすすめるか、そのための環境整備（法学のあり方を含む）はどうあるべきかについて、明確かつ具体的な指針を示すことは、我が国の法学徒の重要な任務である。また、グローバル化の負の側面についても、その内容を正確に把握した上で、法的な対応のあり方について検討することが重要である。さらに法学分野での重要な国際貢献である法整備支援のあり方についても検討する。
4	審議事項	グローバル化が一層進行する将来における日本法及び日本の法学のあり方並びにそのために必要な施策に係る審議に関すること。
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	